

福利厚生とくしま



CONTENTS

令和2年度保健福祉事業等の概要	2	退職手当について	12
企画調整担当より	4	『個人型確定拠出年金 (iDeCo)』の 事業主証明について	13
マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます	4	防ごう公務災害！	14
特定保健指導を受けましょう!!	5	財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の 継続適用特例制度について	15
健康支援担当より	6	ストレスに気がついていませんか?	16
クピオプラスとは?	6	徳島県教職員住宅 (県)	16
令和2年度も歯科健診を受けましょう	7	互助組合アフタヌーンパーティー	17
ペンリレー No. 11	8	互助組合からのお知らせ「カフェテリアプラン助成事業」	18
給付・年金第二担当からのお願い	9	令和元年度 健康ウォーキング講座	20
長期給付事業 ～共済組合における年金給付等～	10	互助組合の貸付	20
年金Q & A	11		
退職される方へ	11		

発行／  公立学校共済組合徳島支部・(一財)徳島県教職員互助組合・徳島県教育委員会福利厚生課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL 088-621-3175 <http://www.kouritu.go.jp/tokushima/>

ご家庭にお持ち帰りください

公立学校共済組合徳島支部

検索 

「福利厚生とくしま」は、徳島県総合教育センターの福利厚生ポータルにも掲載しています。

令和2年度保健福祉事業等の概要

福利厚生課では、令和2年度におきまして、次の保健福祉事業を実施します。
組合員の皆様の積極的な御参加、御利用をお願いいたします。

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康管理関係	1	人間ドック	30歳以上の組合員を対象に、人間ドックを実施する。 ・定年退職者は、優先的に配慮する。 1日コース 個人負担 四国中央病院 1日 (250人) 4,100円 徳島赤十字病院 1日 (210人) 6,300円 沖の洲病院 1日 (1,290人) 6,500円 とくしま未来健康づくり機構 1日 (160人) 7,700円 (徳島県総合健診センター) 徳島検診クリニック 1日 (790人) 6,500円 阿南医療センター 1日 (70人) 8,900円 伊月健診クリニック 1日 (1,210人) 7,100円 ハウエツ病院 1日 (50人) 6,800円 徳島県鳴門病院 1日 (150人) 8,800円 徳島クリニック 1日 (40人) 6,200円 虹の橋病院 1日 (450人) 6,200円 碩心館病院 1日 (20人) 4,100円 岩城クリニック 1日 (20人) 5,500円 近藤内科病院 1日 (60人) 6,200円 徳島県農村健康管理センター 1日 (20人) 5,900円 徳島平成病院 1日 (50人) 6,100円 近藤外科内科病院 1日 (20人) 4,100円 たまき青空病院 1日 (20人) 5,400円 藍住たまき青空クリニック 1日 (20人) 5,400円 (※市町村費職員の個人負担については別途通知)	年間	共済組合員	県 共済組合 互助組合
	2	脳ドック	40歳以上の組合員を対象に、脳ドックを実施する。 個人負担 阿南医療センター 1日 (30人) 11,600円 沖の洲病院 1日 (90人) 4,300円 徳島県鳴門病院 1日 (70人) 8,200円 伊月健診クリニック 1日 (90人) 900円 虹の橋病院 1日 (90人) 4,100円 徳島赤十字病院 1日 (20人) 8,700円 ハウエツ病院 1日 (10人) 3,700円 (※市町村費職員の個人負担については別途通知)	年間	共済組合員	県 共済組合
	3	被扶養配偶者ドック	30歳以上の被扶養配偶者を対象に、人間ドックを実施する。 <u>(毎年受診可とする)</u> 四国中央病院 沖の洲病院 徳島検診クリニック 伊月健診クリニック 虹の橋病院 たまき青空病院 藍住たまき青空クリニック 個人負担は、13,000円～31,000円	7月～1月	共済組合員の被扶養配偶者 (210人)	共済組合
健康づくり関係	4	婦人がん検診	組合員を対象に、婦人がん検診を実施する。(県下指定医療機関 子宮頸がん・乳がん)	7月～10月	共済組合員	県 共済組合
	5	歯科健診	組合員を対象に希望者に対して歯科健診を実施する。 1,800人	8月～10月	共済組合員	共済組合
健康づくり関係	6	教職員相談事業	教職員の職場及び家庭生活における悩みの相談に応じ、その解決を支援することにより、教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図り、福祉の充実に寄与する。このため、専門相談員(弁護士、精神科医、臨床心理士、カウンセラー)を置く。(無料相談は年度内5回まで) また、学校に専門相談員等を派遣する「教職員相談事業出前講座」を実施。 この利用方法等についての詳細は、別途通知する。	年間	県費負担 教職員	県

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康づくり関係	7	こころと体のリフレッシュ講座	日頃のストレスに対する知識を理解し、対処方法を取得するために講座を実施する。	年間	共済組合員	県 共済組合 互助組合
	8	メンタルヘルスマネジメント支援講座	管理職等がカウンセリング能力、リスニング能力を身につけるための講座を実施する。	年間	共済組合員	県 共済組合
	9	生活習慣病予防セミナー	組合員の生活習慣病の予防・解消を図ることを目的に開催し、生活改善を支援する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	10	介護講座	組合員（配偶者を含む）を対象に介護に対する知識と実技を習得するための講座を開催する。（2回開催）	夏休み	共済組合員	共済組合
	11	健康増進施設利用	組合員とその被扶養者の健康増進施設として利用する。 ハッピー徳島（徳島・阿南・鴨島） OKスポーツクラブ（徳島市山城・北田宮・藍住・脇町）	年間	共済組合員 被扶養者	共済組合
	12	ヘルスアップセミナー	心身の健康増進を図ることを目的に、リラクゼーション及びエクササイズを取り入れた実践的なセミナーを実施する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	13	ヘルスアップセミナー講師派遣事業	10人以上の組合員が参加する研修会等へ主催者の要請により、講師を派遣し実践的なセミナーを行い組合員の健康づくりに貢献する。人数：要相談 40,000円	年間	共済組合員	共済組合
14	健康ウォーキング	ウォーキングを生活習慣に取り入れることにより、運動不足を解消し、メタボリックシンドロームの予防と心身のリフレッシュを図る。	秋	共済組合員 100人	共済組合 互助組合	
文化・ 教養 関係	15	教職員生涯生活設計支援セミナー	生涯生活設計づくりの一助として、生きがい・健康・経済生活の側面から教職員のライフステージに応じた講座を実施する。セミナーの詳細については、別途通知する。	夏休み・2月	40歳以上の 教職員	県
	16	やすらぎの宿泊利用補助	指定した宿泊施設で宿泊した場合、組合員のみ1泊につき（出張は除く）、3,000円を補助する。 ※年度内何回でも利用できる。（平成30年度より徳島市の千秋閣を追加しています）	年間	共済組合員	共済組合
	17	スポーツ・レクリエーション大会	郡市でスポーツ・レクリエーション大会を実施する。	6月～12月	共済組合員	共済組合
	18	カフェテリアプラン助成金	組合員が自主的・計画的に自己啓発、健康維持、介護・育児、地域社会活動・文化芸術活動等を行い現に費用を負担した場合に、1年に1人1回10,000円を限度に給付する。	年間	互助組合員	互助組合
	19	保育補助	出産した被扶養配偶者に対し保育用品を配付する。	年間	被扶養配偶者	共済組合
	20	組合員生活講座助成	組合員が郡市別単位で開催する生活講座に対して助成する。	7月～1月	共済組合員	共済組合
	21	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。 「教育文化舞台公演」	年1回	互助組合員 及び県民全般	互助組合
22	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。 「教育文化の振興に関する事業助成」	年間	互助組合員	互助組合	

- ★令和2年度よりペットCT検査事業を実施することになりました。（後日募集等の予定です。）
- ★令和元年度分のカフェテリアプラン助成金の申請書提出は活動終了後、速やかにお願ひします。
- ★新たに人間ドックの検診機関を追加しました。（藍住たまき青空クリニック）
- ★_____は、2019年度より変更となりました。

企画調整担当より

●令和2年度掛金・負担金の割合等

(単位：千分率)

短期(福祉事業に係る負担金を含みます。)				介護				
		掛金	負担金			掛金	負担金	
		一般組合員	地方公共団体(育児休業者)			一般組合員	地方公共団体	
計		43.5100	43.6200	0.1100	計		7.4900	7.4900
内訳	短期	42.1000	42.1000		内訳	介護	7.4900	7.4900
	育休・介護 公的負担		0.1100	0.1100				
	福祉	1.4100	1.4100					

(単位：千分率)

厚生年金保険				退職等年金				経過の長期			
		掛金	負担金			掛金	負担金				
		一般組合員	地方公共団体(育児休業者)			一般組合員	地方公共団体	地方公共団体			
計		91.5000	131.5000	40.0000	計		7.5000	7.5000	計	0.1033	
内訳	保険料	91.5000	91.5000		内訳	退職	7.5000	7.5000	内訳	公務等給 付負担金	0.1033
	基礎年金 公的負担		40.0000	40.0000							

マイナンバーカードの取得推進に取り組んでいます

公立学校共済組合本部では、令和2年3月の春季休業期間を「マイナンバーカードウィーク」と位置付け、取得推進の取り組みを行っています。

令和3年3月から、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能となる予定ですので、皆さまの取得をお願いします。

本部ホームページの「マイナンバーカードコーナー」では、マイナンバーカードの申請方法をご案内した「つくってみよう！マイナンバーカード」のご紹介など、組合員および被扶養者の皆さまのマイナンバーカード取得の一助となる情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

なお、令和2年3月に、文部科学省から各教育委員会等を通じて組合員および被扶養者の皆さまのマイナンバーカードの申請・取得状況の確認が行われることとなっております。皆さまのご協力をお願いします。

マイナンバーカードの申請方法等の情報については、公立学校共済組合本部ホームページでご覧いただけます。

トップページ ➡ マイナンバーカードコーナー

 <https://www.kouritu.or.jp/kojinbangocard/index.html>



公立学校共済組合からのお知らせ

公立学校共済組合徳島支部では、**令和2年度に正規職員の採用試験(令和3年度採用)**を予定しています。周囲にご関心のある方がおられましたら、是非ご周知ください。



特定保健指導を受けましょう!!

特定保健指導は、自己負担なしで受けられます。
案内が届いたら、初回面談を受けましょう。

- (注) 1 ただし組合員・被扶養者の資格を有している場合に限り、資格喪失後は利用できません。
 2 特定保健指導については、以下を職務に専念する義務の免除の扱いとされます。
 ・指導に要する時間 ・指導のための往復に要する時間

区 分		実施する特定保健指導	特定保健指導利用券
組合員の方	人間ドック受診時に初回面談を受けられる方	人間ドック受診機関での特定保健指導当日実施	発行されません
	上記以外の方	学校訪問型特定保健指導	
	実施機関を御自身で決められている方	実施機関を選択し予約しての特定保健指導 (機関リストは利用券に同封)	発行されます
被扶養者の方			

高血圧や糖尿病を代表とする生活習慣病は、自覚症状がないままに進行することが特徴で、発病すると完治が難しい病気です。放置すると、日本人の死因の上位である心疾患（心筋梗塞・心不全）や脳血管疾患（脳梗塞・脳出血）などの危険性も高まります。

健診結果で異常が見られた「今の段階」で生活習慣の改善に取り組むことで予防することができます。

共済組合では、SOMPOヘルスサポート株式会社に

特定保健指導を委託しています。ご自身の都合のよい場所（職場・自宅など）、都合のよい時間に保健師や管理栄養士等が出向き、保健指導を行います。（時間は20分程度で、土・日・祝日も可能です。）

自己負担は無料です。

時間のない忙しい先生にも対応できるようにしていますので、この機会にぜひご利用ください。

人間ドック受診当日、その医療機関で保健指導を勧められた場合は、受診するようお願いいたします。



貸付金の制度について

公立学校共済の貸付は、費用・利便性・安心の面で皆様に選ばれています

費用

- ☆ 担保、保証人、保証料は不要
- ☆ お申込みや、繰上げ返済など手数料はすべて無料

利便性

- ☆ 返済は給料からの控除でらくらく
- ☆ ボーナス併用返済も選べます
- ☆ 一部・全額繰上返済も可能
- ☆ 原則、職場で手続きが完了

安心

育児・介護休業を取得したときは、その期間中の返済を猶予できます

貸付の種類	こんなときに使えます	お借入れ限度額	利率(年利)	返済期間
一般	車の購入、海外旅行費用、引越し費用等、さまざまな臨時的支出に	200万円	1.32%	10年以内
住宅	新築、リフォームなどに	1800万円 (注1)		30年以内
教育	授業料、入学料、通学のために転居した場合のアパート代(1年分)・引越し費用・家具代などに	550万円		20年 10カ月以内

(注1) 1800万円までの範囲で、申込時の組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれが高い額となります。

お問い合わせ先／健康支援・貸付担当 TEL (088) 621-3179 まで

健康支援担当より



＊ 令和2年度 婦人がん検診の結果 ＊

令和元年度婦人がん検診の結果は、次のとおりとなりました。

婦人がん検診全般の総合判定（要精密検査＋要治療）は全体の4.6%となり、昨年度より0.5%増加し、検査項目別での子宮頸がんの総合判定（同）は全体の3.3%となり、昨年度より1.6%増加しました。

また、乳がんの総合判定（同）は全体の9.8%となり、昨年度と同じでした。

※要精密検査、要治療となった方につきましては、必ず医療機関で受診してください。

■実施結果

区 分	検査人員	A 著変なし		B 経過観察		C 要精密検査		D 要治療	
		人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%	人 員	割合%
子 宮 細 胞 診	332	320	96.4	1	0.3	9	2.7	2	0.6
乳 腺	174	155	89.1	7	4.0	12	9.8	0	0
計	506	475	93.9	8	1.6	21	4.1	2	0.4

令和2年度の間人ドック等の募集について

先般、令和2年度の間人ドック等の募集をいたしました。脳ドックの対象年齢は40歳以上となります。

また、応募者多数のため、検診機関の定員を超えた場合、抽選となり第2・第3希望の検診機関になることがありますので、ご了承ください。

※今後も組合員数の減少や給与制度の見直しなどにより、保健事業の財源も非常に厳しい状況が見込まれます。令和2年度も定期健康診断と人間ドック等の重複受診のないようにお願いします。

お知らせ

令和2年度も公立学校共済組合徳島支部では、「健康読本」(QUPiO+・クピオプラス)を配布します。

「QUPiO+・クピオプラス」とは？

40歳以上の組合員を対象に、定期健康診断と人間ドックの健診結果を分析した、あなた専用の「健康読本」(通称QUPiO+)を作成し、所属所に配布させていただきます。

あなたの生活習慣改善のヒントに、ご活用ください。

- ① 「健康年齢」は？
- ② 注意すべき生活習慣は？
- ③ 『QUPiO+』からのアドバイス
- ④ おすすめ体験談&コラム



現在、共済組合の委託業者（SOMPOヘルスサポート株式会社）が運営する、健康づくりを応援するための、全組合員と被扶養者を対象に QUPiO Plus（クピオプラス）インターネット版を準備しております。

自身の「健康診断の結果」をもとに、生活習慣病予防のための健康情報を提供します。

また、検診結果や健康に対する取り組みに応じて「健康ポイント」が付与され、健康管理用品等に交換することもできます。令和2年6月には、ご提供できるよう準備を進めておりますので、どうぞお楽しみに！



令和2年度も歯科健診を受けましょう

糖尿病、高血圧症、心臓病といった生活習慣病に共通しているのは、初期段階では本人にあまり自覚症状がないことです。このような病気のことを、サイレント・ディーズ（静かな病気）と呼んでいます。生活習慣病のひとつである歯周病もその仲間です。気がついたときには、かなり進行しているケースが多いのです。令和2年度も是非、歯科健診を受診してください。

令和元年度の歯科健診の結果が、まとめられましたのでお知らせします。

今年度は、1535名の方が受診されました。

歯科健康診査結果集計表

健診者数

区分	総数	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
男	367人	25人	59人	72人	211人
女	1168人	104人	228人	342人	494人
計	1535人	129人	287人	414人	705人

診査1 歯の状況（各年齢者級の平均歯数）

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
現在歯数	28.5本	28.6本	28.3本	27.6本
健全歯数	20.6本	18.4本	14.8本	12.3本
未処置歯数	1.5本	1.1本	0.8本	0.6本
処置歯数	6.4本	9.1本	12.7本	14.7本
欠損歯数	0.0本	0.1本	0.2本	0.7本
DMF	7.9本	10.3本	13.7本	16.1本



診査2 歯肉の状況（歯肉出血BOP）

0	健全	646人	42.1%
1	出血あり	889人	57.9%
9	除外歯	0人	0.0%
×	該当歯なし	0人	0.0%

診査4 口腔清掃状態

1	良好	558人	36.4%
2	普通	847人	55.2%
3	不良	106人	6.9%

診査3 歯周病の状況（歯周ポケットPD）

0	健全	757人	49.3%
1	浅いポケット4～5mm	634人	41.3%
2	深いポケット6mm以上	144人	9.4%
9	除外歯	0人	0.0%
×	該当歯なし	0人	0.0%

診査5 歯石の付着

1	なし	315人	20.5%
2	軽度あり	932人	60.7%
3	中等度以上あり	182人	11.9%

【判定区分】（重複）

1 異常なし 284人 18.5%

2 要指導 904人 58.9%

a	出血1かつ歯周ポケット0	276人	18.0%
b	口腔清掃状態不良	80人	5.2%
c	歯石の付着あり（軽度、中等度以上）	719人	46.8%
d	歯科医療機関の受診状況等指導を要する	17人	1.1%

2 要精密検査 809人 52.7%

a	歯周ポケット1	408人	26.6%
b	歯周ポケット2	123人	8.0%
c	未処置歯あり	414人	27.0%
d	要補綴歯あり	33人	2.1%
e	詳しい検査や治療を要する	9人	0.6%
f	その他の所見あり	9人	0.6%

要精検と判断された方は、全体の52.7%でした。

要精検と判断された方は、必ず歯科医院で受診してください。

「意表をつく正解」

徳島の教員に採用されて4年、現在2校目で働いている。前任校で若手教員中心の学校再構築プロジェクトチームに参加したことが、この4年間で一番心に残っている。何にしろ、当然だと思っていたことを問い直してみたり、別の道の存在に気付いたりすることが自分は楽しい。

その自分の原点になる言葉がある。私は教員になる前に広告会社で働いていた。コピーライターの先輩のデスク前の壁に「意表をつく正解」と書かれた紙が貼ってあった。人の心に残るコピーを生み出すためには、意表をつくだけでも、ただ単に正解を述べるだけでもだめで、両方を兼ね備えている必要があるということだ。この言葉を折にふれ思い返す。

生徒との関係がうまくいかない時があった。ふと、目の前の生徒達もまた、意識はしていなくて

も「意表をつく正解」を求めているのではないかと思った。彼らは遠回りだとしても、人生の先輩達とは違うルートで正解にたどり着きたいと思っている。私はそんな彼らに自分が考えている正解までの最短ルートばかりをただ述べていたのだ。考えてみれば、意表をつくことは簡単でも、正解かどうかを確かめるには試行錯誤と時間が必要だし、優れたコピーを生み出すにも、まずは手当たり次第に多くのコピーを書くことが不可欠なはずなのに。

生徒から教えられることが多いと先輩方がおっしゃるのを聞いて、単なる謙遜だと思ってきたが、そうでもないのだろう。自分も確かに生徒から次世代の正解への道筋を教わっているような気がして、生徒の行き先に先回りして口出しするのを少し控えておこうと思うことが最近よくある。

★次は、城南高等学校の大窪 圭先生お願いします。

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付および短期給付を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を確保していただくことにより、皆さんの生活に安心を提供します。

ファミリー年金

あなたが万一死亡した場合



在職中に死亡した場合、**老齢厚生年金の約3/4の水準の遺族厚生年金**が支給されますが、**差額の約1/4の不足**が生じます。

「ファミリー年金」に加入している場合



差額の約1/4の不足分を補うことができ、死亡時にも**老齢厚生年金と同水準の給付を確保**することができます。

「ファミリー年金」に加入していない場合



差額の約1/4の不足分が残ることになります。

長期給付事業(年金)の補完

給付・年金第二担当からのお願い

1 被扶養者の資格確認をしてください。

被扶養者の収入が認定基準額を超えていて遡及して認定取消することが増加しています。扶養されている配偶者、ご両親、子供等の収入額を常に把握してください。認定取消の手続きが遅れますと、既に公立学校共済組合が医療機関等に支払った医療費と給付金を返還していただくこととなりますので気を付けてください。

特別認定されている被扶養者については、毎年継続手続きを行っていますが、該当被扶養者が自営業等されている場合は、確定申告の写し一式を添付してください。また、該当被扶養者の配偶者が自営業等の場合も同様に添付してください。

※事業所得等における必要経費については、租税公課、減価償却費、接待交際費等は控除しないので気をつけてください。



2 退職者または人事異動等による転出者の組合員証について。

現在使用している組合員証等は、4月1日以降は速やかに元の所属所に返還してください。4月1日以降、医療機関で受診する際には新しく加入した保険証を提示して窓口で変わった事を必ず伝えてください。被扶養者の方も同様となるので、新しく保険証が変わった事を必ず伝えて、当共済組合の被扶養者証も速やかに返還するようお願いいたします。

3 22歳の子供を扶養している方は手続きが必要です。

(令和2年3月31日で扶養手当が終了される被扶養者の方は、4月1日以降手続きが必要となるので速やかに必ず行ってください。)

★就職等で認定取消をする場合は、被扶養者証を添付して速やかに被扶養者取消の手続きを行ってください。(取消手続きは、福利厚生のおしおり17ページの(2)を参照してください。)

★子供が22歳の年度末になり、扶養手当が終了したけれども、4月1日以降も大学生・大学院生等に在籍していて、当共済組合の扶養の継続を希望される場合は、普通認定から特別認定へ認定替の手続きが必要となります。(認定替の手続きは、福利厚生のおしおり17ページの(1)を参照してください。)



お知らせ

令和元年10月より「年金生活者支援給付金制度」が開始されました。当制度により給付される年金生活者支援給付金については、「恒常的な所得」に該当しますから被扶養者の所得に含まれます。

また、令和2年4月より、被扶養者の認定要件に「国内居住要件」が追加されます。ご注意ください。(詳細については、別途通知します。)

給付・年金第二担当
TEL (088) 621-3176

長期給付事業

～共済組合における年金給付等～

組合員が加入している公的年金制度のうち①厚生年金保険給付と、②年金払い退職給付を決定・支給しています。組合員やその遺族の皆さまに年金や一時金を支給しています。

公的年金制度には、全国民共通の国民年金(基礎年金)と民間サラリーマンや公務員が加入する厚生年金保険があります。また、国民年金や厚生年金保険を補完するものとして、国民年金基金、企業年金等、年金払い退職給付(正式名称：退職等年金給付)があります。当共済組合の組合員は国民年金、厚生年金保険、年金払い退職給付の3つの制度に加入しています。



①厚生年金保険給付 と ②年金払い退職給付 には、それぞれ以下の年金や一時金があります。

① 厚生年金保険給付

老齢厚生年金 退職後の所得を保障するために支給される年金です。

障害厚生年金 組合員である間の傷病により一定程度以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。

障害手当金 障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い症状の場合、その症状が固定したときに支給される一時金です。

遺族厚生年金 組合員が死亡したときに、遺族の生活を保障するために支給される年金です。

② 年金払い退職給付

年金払い退職給付(正式名称：退職等年金給付)は、公務員の退職給付の一部として支給される年金です。

退職年金 退職時まで積み立てた給付算定基礎額に基づき支給される年金です。給付の半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。

公務障害年金 公務による傷病により一定以上の障害状態となったときに、障害の状態である間、支給される年金です。

公務遺族年金 公務による傷病により死亡した場合で、遺族がいるときに支給される年金です。

令和元年度

こころと体のリフレッシュ講座

講師

アンミカ氏

開催日 令和2年2月8日(土)13時より

受講人数 330名

会場 阿波観光ホテル

「ポジティブ思考～健康なこころと身体で未来を動かす」と題し、モデルでタレントのアンミカ氏に講演をしていただきました。実体験をもとに、ユーモアを交えながら参加者がこれからも楽しく、前向きに生きていこうと勇気づけられるような講演でした。

【参加者からの声】

- 時間を忘れるくらい楽しい時間を過ごしました。とてもポジティブになりました。
- たいへん有意義で、まさに、こころと体のリフレッシュにつながりました。
- 言葉のかけ方次第で人の人生を変えることができるのだということに気付きました。子ども達と接する時や言葉かけをする時に生かしたいと思いました。
- とても楽しかったです。落ち込んでいたのですが、元気になれました。
- 姿勢、笑顔、目線、会話、普段の生活で気をつけたいと思いました。

～退職される皆様へ～

公立学校共済組合 四国中央病院

優待（割引）ドックのご案内

期間：令和2年4月13日(月)～5月21日(木) ※期間中の月～木(祝日・4月30日除く)

●宿泊コース(1泊2日)：通常70,400円→52,800円(税込)

●日帰りコース：通常33,000円→24,750円(税込)

*いずれのコースも各種オプション検査をご用意しております。

*公立学校共済組合員(任意継続・被扶養者含む)の方には、本部規程による交通費助成がございます。

受付開始：令和2年2月14日(金)

受付時間：月～金10:00～16:00

*予定枠が埋まり次第受付を終了させていただきます。

〈ご予約・お問い合わせ〉 公立学校共済組合四国中央病院

電話 0896-58-3515(代) 健康管理係(内線 253・118)

退職手当について

1 退職手当の計算方法

$$\text{退職手当} = \text{基本額 (退職日給料月額} \times \text{支給率)} + \text{調整額}$$

↑
(退職事由別・勤続年数別支給割合 × 調整率)

◆ 退職事由と勤続期間に応じた支給率

勤続期間	退職事由			勤続期間	退職事由		
	自己都合	公務外傷病	応募・定年		自己都合	公務外傷病	応募・定年
20年	19.6695	19.6695	24.586875	33年	37.7487	37.7487	45.32355
21年	21.3435	21.3435	26.260875	34年	38.7531	38.7531	46.83015
22年	23.0175	23.0175	27.934875	35年	39.7575	39.7575	47.709
23年	24.6915	24.6915	29.608875	36年	40.7619	40.7619	47.709
24年	26.3655	26.3655	31.282875	37年	41.7663	41.7663	47.709
25年	28.0395	28.0395	33.27075	38年	42.7707	42.7707	47.709
26年	29.3787	29.3787	34.77735	39年	43.7751	43.7751	47.709
27年	30.7179	30.7179	36.28395	40年	44.7795	44.7795	47.709
28年	32.0571	32.0571	37.79055	41年	45.7839	45.7839	47.709
29年	33.3963	33.3963	39.29715	42年	46.7883	46.7883	47.709
30年	34.7355	34.7355	40.80375	43年	47.709	47.709	47.709
31年	35.7399	35.7399	42.31035	44年	47.709	47.709	47.709
32年	36.7443	36.7443	43.81695	45年	47.709	47.709	47.709

(注1) 「公務外傷病」は、私傷病のうち、厚生年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病を理由に退職する場合があります。

(注2) 年度途中退職について

- ① 勤続期間が11年以上で定年に達した日以後、定年退職日（3月31日）前に、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額には、「自己都合」の場合の支給率が適用されます。
- ② 応募認定退職予定者が、「退職すべき期日」に退職しなかった場合、認定はその効力を失います。

2 調整額の考え方

各給料表の在職級、管理職手当、在職年数等に応じて調整区分により調整月額が決められ、平成8年4月1日以降で各月毎に属していた調整額の区分に応じて定める額のうち、額の多いものから60月分の合計額を算定します。

◆ 調整額区分表

調整区分 調整月額 (円)		第1号 65,000	第2号 59,550	第3号 54,150	第4号 43,350	第5号 32,500			第6号 27,100	第7号 21,700		
行政職	給料表	9級	8級	7級	6級	5級			4級	3級		
研究職	給料表	5級	5級	5級	5級 (左記以外)	4級			3級	2級		
	期末勤勉役職加算									5		
	管理職手当	1種	2、3種	4種	左記以外							
医療職 (二)	給料表		8級	7級	6級	5級 ※ H19.4 ~ H28.3 は5級 (課長補佐級)			5級 (左記以外)	4級、3級		
教育職	給料表		4級	4級	4級 (左記以外)	3級	3級 (左記以外)	特2級	2級 (在職30年以上)	2級 (左記以外)	2級	1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10	10	10	10	5	5
	管理職手当		4種	4種、5種		6種						
技能労務職	給料表								5級	4級		

(注1) 短期勤労者は、次のとおり調整額が制限されます。

- ① 勤続1年以上4年以下の自己都合以外の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は半額。
- ② 勤続9年以下の自己都合退職者は加算額ゼロ。

(注2) 休職期間等は、除算期間と同様に、算定対象期間から除算。

3 計算例（概算）

退職事由	定年退職
退職時年齢	60歳（勤続35年）
退職時給料月額	417,248円（教職調整額含む）
支給率	47.709
調整額	調整額区分5号適用5年の場合
○基本額	417,248円×47.709=19,906,484.832円
○調整額	32,500円×60月=1,950,000円
◎退職手当額	19,906,484.832円+1,950,000円÷ 21,856,484円 ※1円未満切捨て

（注）退職手当額から控除される税金等
・退職手当にかかる所得税及び住民税（県民税・市町村民税）
・給与から毎月控除している住民税の残額（3月末退職の場合は4・5月の2ヶ月分）
・共済組合・互助組合貸付金残高がある場合は、当該貸付金残高等

4 臨時的任用職員・会計年度任用職員の退職手当について

地方公務員法等の一部改正に伴い、徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第15号）が令和2年4月1日から施行されます。

これにより、令和2年4月1日以降に採用される臨時的任用職員及び会計年度任用職員の退職手当の取扱いは、次のとおりとなります。

- ①臨時的任用職員
正規職員と同様（6月以上勤務後支給対象となる）
- ②会計年度任用職員（フルタイム任用）
正規職員と同じ勤務時間で勤務した月が18日以上ある月が引き続いて6月を超えた場合、退職手当条例の適用対象となる。
※1）勤務月数が6月を超えない場合は支給されない。
勤務月数が6月を超えた場合は、退職事由、勤務月数等に応じて支給される。
〔計算方法〕退職手当額＝退職日給料月額×支給率×1/2（※2）
※2）勤務月数が6月を超え12月以下の場合、令和元年改正条例附則第3項の規定により、1/2を乗じる。
- ③会計年度任用職員（パートタイム任用）
退職手当条例適用対象外

5 退職手当請求様式、簡易計算シートをダウンロード！

徳島県立総合教育センター 福利厚生ポータル

検索

【ID】teacher, 【パスワード】kokorook

『個人型確定拠出年金（iDeCo）』の事業主証明について

個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入する際には、事業主の証明が必要です。

正規の県費教職員（公立学校共済組合員）の方は、福利厚生課で事業主証明を行いますので、下記の1～5に記載の提出書類を退職手当・公災担当へ送付してください。

福利厚生課へ提出するもの

- 1 様式「第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合員用）」
※金融機関から様式を入手してください。
- 2 公立学校共済組合員証の写し
- 3 基礎年金番号の分かる書類の写し
例）年金手帳、基礎年金番号通知書、ねんきん定期便 等
- 4 様式「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書」
- 5 様式「個人型確定拠出年金加入者について（提出）」

※ 人事異動により教育委員会（公立学校共済組合）に転入された方のうち、iDeCoに加入済の方は、事業主が「徳島県教育委員会」に変更となりますので、事業主変更の手続きをしてください。（手続きに必要な書類については、新規加入と同様です。）

※ 上記の様式は徳島県立総合教育センターHP「福利厚生ポータル」に掲載しています。

防ごう公務災害！

～不注意・過信が想定外の大ケガに～

1. 注意一秒怪我一生

- ◆ 春先は、授業参観・家庭訪問・遠足・運動会関連の事故が増える季節です。
- ◆ 教職員の「通常業務」には、多くの危険が潜んでいます。
(例：準備、後片付け、指導や接触がきっかけとなる事故、スポーツ時の急激な動作の反動他)
- ◆ ケガによっては、後遺症や障害が残る場合もあります。
- ◆ 職場全体で、現場の安全を確保できるよう、事故の未然防止対策を講じるとともに、職員個人が、危険感受性を磨き、事故を防げる行動を取りましょう！



2. 災害が発生したら事故報告！

公務（通勤）災害が発生

・公務（通勤）に起因するか否かが判断に迷う場合はご相談ください。

医療機関受診時「公務上の負傷」であることを申し出る

・できる限り、当日中に医療機関で必要な治療を受けましょう。
・共済組合員証は使用できません。

速やかに福利厚生課へ連絡！

・「事故報告」の写しを福利厚生課へ送付
・公務（通勤）災害認定請求様式を「福利厚生ポータルサイト」からダウンロード

療養中は自己の判断で転院しない

・医師の指示、紹介状が無い場合、療養費を補償できない場合があります。

3. どうすれば事故を防ぐことができる？

●転落・転倒事故 ～その「踏み台」、本当に乗っても大丈夫？～

- 1 作品掲示・教室美化作業中、ロッカー・机・椅子の上でバランスを崩し・踏み台が壊れ……
- 2 教材（楽器）を抱え、階段の段差でつまづき・踏み外し……
- 3 家庭訪問の行き帰り、水路等に転落、二輪車で転倒……
- 4 出入口・教壇の段差・マット、児童の手提げかばんに足をとられて……

●その他の事故 ～慌てない！無理しない！油断しない！過信しない！～

- 5 遠足・校外活動指導中、走り回る児童・アスレチック等に接触して……
- 6 教室・廊下で、背後から突然、児童・生徒が飛びつき・スライディングしてきて……
- 7 体育、部活動、運動会等の指導中、踏ん張り・踏み込み・軸足回転した瞬間……

危険感受性
万代中
福利厚生

4. 臨時的任用職員・会計年度任用職員の公務災害について

令和2年4月1日以降、地公法等の一部改正に伴い、災害補償関係が次のとおり変更となります。

- ① 臨時的任用職員 …… 正規職員と同様（地方公務員災害補償法適用。船員は船員保険法等適用。）
- ② 会計年度任用職員（フルタイム任用） …… 勤務場所や勤務期間等に応じて、労災保険、県条例又は地方公務員災害補償法が適用される。
- ③ 会計年度任用職員（パートタイム任用） …… 勤務場所等に応じて、労災保険又は県条例が適用される。

徳島県立総合教育センター 福利厚生ポータル

検索

[ID] teacher, [パスワード] kokorook

地方公務員災害補償基金徳島支部

検索

補償制度、様式（認定請求・療養補償・治ゆ関係）及び記入例等を掲載しています。
公務（通勤）災害に関するご相談・ご質問は、福利厚生課までご連絡ください。



財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の 継続適用特例制度について

1 制度概要

3歳に達するまでの子に係る育児休業等の取得者は、事前に所定の手続を行うことで、引き続き
利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続することが可能です。

2 対象となる方

育児休業等の取得により、定期的な払込が2年以上中断する可能性のある方

※勤務所属を通じた事前の手続が必要です。（育児休業等開始日後の提出は不可）

※払込の中断期間が2年以内であることが確実な方は、手続不要（自動中断）です。

※産前産後休暇（特別有給休暇）中は、控除可能です。

※職場復帰直後の払込再開（給与からの控除）が必要です。



3 手続方法（福利厚生課扱い分）

◇書類提出先 勤務所属 → 福利厚生課 → 契約金融機関

◇提出書類 ①～④ ②と③は金融機関の所定様式ですので、
事前に **契約金融機関** にご確認ください。

- ① 財形（年金・住宅）貯蓄控除預入等依頼書（※県所定様式。各金融機関で入手可。）
- ② 育児休業等をする者の財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄継続適用申告書・育児休業等期間
変更申告書
- ③ 関連様式（※金融機関により異なる）
- ④ 育児休業等を取得することを証明できる書類の写し

◇福利厚生課への提出期限 次の異動日が属する月の前月10日頃

- I 育児休業等取得時 育児休業等の開始日
- II 育児休業等の期間変更時 当初の終了日または変更後の終了日のいずれか早い日
- III 職場復帰時 復職日

手続時期	提出書類
I 育児休業等取得時	①・②・④は必須、必要に応じて③
II 育児休業等の期間変更時	①・②・④は必須、必要に応じて③
III 職場復帰時	①は必須、必要に応じて②・③
II→I 育休中に妊娠し、 引き続き産育休に入る場合	①・②・④は必須、必要に応じて③ ※2度手続が必要（産休取得（期間変更）→育休取得）

ご不明な点等ございましたら
事前に、福利厚生課まで
お問い合わせください

【お問い合わせ・書類提出先】

〒770-8570 徳島市万代町1-1（県庁9階）
徳島県教育委員会事務局 福利厚生課（財形担当者）
〔電話 088-621-3175〕

ストレスに気がついていませんか？

ストレスは、日常生活のどこにでもあるものです。厚生労働省の調査(平成30年度労働安全衛生調査)によると、およそ6割の人が、仕事や職業生活で強いストレスを感じています。

適度のストレスは、やる気や業務効率の向上に役立つこともありますが、過剰なストレス状態が長く続くと「ストレス反応」として現れ、場合によってはメンタルヘルス不調につながることもあります。



まずは、セルフチェックをやってみましょう!!

● 公立学校共済組合(本部) HP

トップページ下にある、「心のセルフチェックシステム(ストレスチェック)」をクリックし、「セルフチェック」をクリック [ID] teacher, [パスワード] teacher2019

● 総合教育センター HP

トップページ右下 リンクリスト「福利厚生ポータルサイト」をクリック [ID] teacher, [パスワード] kokorook
メニュー「ストレスチェック」をクリック、「5分でできる職場のストレスチェック 厚生労働省こころの耳」をクリック



徳島県教職員住宅(県)



柳島団地



入居できる方

- ① 徳島県教職員及びその家族
- ② 県費負担教職員及びその家族
- ③ 他部局職員及びその家族
- ④ 外国語指導助手及びその家族
- ⑤ 非常勤講師等及びその家族

日和佐団地



石井団地



穴喰団地



三加茂団地



海南団地



● 徳島県教育委員会が所有している教職員公舎の空室状況の確認や入居申込みについては次の管理校までお問い合わせください。

団地名・所在地	管 理 校	電 話 番 号
柳島団地(阿南市)	富岡西高等学校	0884-22-0041
日和佐団地(美波町)	阿南支援学校	0884-22-2010
石井団地(石井町)	名西高等学校	088-674-2151
海南団地・穴喰団地(海陽町)	海部高等学校	0884-73-1371
三加茂団地(東みよし町)	池田高等学校	0883-72-1280

【問い合わせ先】 厚生健康担当 ☎ (088) 621-3178

教職員互助組合主催

令和元年度独身者交流支援事業 開催！
徳島県警察職員互助会と共催

アフタヌーンパーティー



当事業が始まって4年目、通算5回目となる今回は、原点に戻って会話をゆっくり楽しもう！ということで、おなじみのリヴァージュテラスブランアンジュでのスイーツパーティー。素敵なロケーションとスイーツやお料理を堪能しながら、どんなパーティーとなりましたでしょうか…。

♥パーティーのご報告♥ 2月1日(土)、パーティー名のと通りの昼下がり、男性17名(教職員6名・警察職員5名・知事部局職員6名)と女性20名(教職員19名・知事部局職員1名)の計37名が、見た目も鮮やかなスイーツをはじめ、軽めのお食事も楽しみながら交流を深めました。パーティー開始前からなごやかに話していた参加者の皆さん。グルーブトークと1対1のトークタイムを経て、あっという間の3時間、マッチングは10組成立しました！マッチングしなかった方々にとっても、このパーティーが何かのきっかけになればと心からお祈りしています。



●参加された方々のご意見 (アンケート結果から抜粋)

- 多くの人と話せて、楽しかった。面白かった。
- 料理がおいしかった。
- 席替えがあわただしかった。

今回も楽しかった、また参加したいという好意的な御意見が多数でした。ただ、パーティー時間を3時間と昨年度より1時間長めに設定したのですが、参加者も多く、席替えがスムーズにいかなかったこともあり、1人あたりじっくり話す時間がとれませんでした。そのためにグルーブトーク時間を設けましたが、1対1が話しやすいとの意見もあり、結局1対1のトークタイムだけでもいいのかなあと感じました。

今回は、当組合員の男性のお申込みはいつもよりは多く、ほっとしました。女性のお申込みについては、心苦しいですが、定員を超過した方はお断りしている状況です。多くの皆様に参加すればするほど、出会いの機会も増えます。是非、次回開催時には多くの皆様に出会いを提供できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

御参加された方々の御意見や、今回の反省点を踏まえ、次回、皆様により参加してみたいと思うイベントを企画・開催できるように努めたいと思います。

御意見お待ちしております。お気軽に互助組合までお願いします。担当：中川

● TEL 088-621-3177 ● info@toku-kyougo.or.jp ●

互助組合は組合員の素敵な出会いを応援しています

徳島県教職員互助組合は、2016年7月末に設置された結婚支援のための拠点「とくしまマリッジサポートセンター(略称:マリッサとくしま)」の協賛団体です。当組合員は直接、マリッサとくしまのWEBサイトにアクセスしてイベントユーザー登録および所属企業コードを入力することで、別途、メルマガにより配信される協賛企業・団体員限定のイベントに参加することができます。

★当組合の所属企業コードは「KA0002」です。

★イベント参加時には資格の確認のため、公立学校共済組合員証(健康保険証)をご持参ください。

♥「マリッサとくしま」について

主な事業

- マッチング：1対1のお見合い(会員登録料 1万円(2年間有効))
互助組合ではマッチング会員登録料の半額を補助しています！
詳しくは互助組合ホームページ内、「独身者交流支援補助金」の項目を御覧ください!!!

- イベント：出逢いイベントやセミナー等(会員登録料 無料)

開所時間等

- 場 所：とくぎんトモニプラザ(県青少年センター)4階
- 開所時間：月曜・火曜・金曜 12:00~20:00
土曜・日曜・祝日 10:00~18:00
(水曜・木曜は休み(祝日の場合は開所)。年末年始は休み)
- 電話番号：088-656-1002
- ファックス：088-656-1008
- ホームページ：https://www.msc-tokushima.jp
- メール：msc@marissa-tokushima.com

所属を通さず領収書原本を添付した申請書を互助組合事務局に送るだけ!



「国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立等を求める陳情署名」へのご協力ありがとうございました

おかげさまで5,062筆の署名が集まりました。令和元年11月21日、この署名簿により、他県の教育関係互助団体とともに国会への陳情行動を行い、皆様のお意思をお伝えしました。
署名総数(全国): 473,350筆

互助組合からのお知らせ

カフェテリアプラン助成事業……助成額：上限10,000円

令和2年度も「カタログギフト」を選択肢に加えです！

※カタログギフトは、現金給付との併用はできません。

※前年度のカatalogギフトの請求はできません。

☆実施要領や様式など詳細は3月末に所属に配布します。「令和2年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載します。

カフェテリアプラン助成対象一覧表

項目	項目番号	事業（メニュー）内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの（例）	助成対象でないもの（例）
自己啓発	1	自己啓発のための講座（通信講座）を受講した。	組合員	講座の受講料（通信教育における講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む）	語学教室・パソコン教室・書道・茶道・華道・教養講座・音楽教室・絵画教室・陶芸教室 等	公務で受講したもののテキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		大学（通信・夜間・放送大学も含む）で行われる公開講座や科目履修を受講した。		講座の受講料 入学金、授業料	大学での科目履修、聴講	学位・学歴の取得（卒業）を目的とした修学費用
	2	各種資格を取得するための講座を受講または受験した。		資格取得の受講料（講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む） 受験料 免許更新費用（自動車運転免許以外）	簿記検定・英語検定・パソコン検定・宅地建物取引主任責任者・小型船舶免許・アマチュア無線・ホームヘルパー・気象予報士等の講座受講料、受験料、講座のテキスト及び講座の収録されたCD・DVD購入費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
				自己啓発用の書籍を購入した。	自己啓発用書籍・中古の本購入費	書籍（電子書籍を含む）購入費（領収書に書籍名が記載されていない場合、支払内容を明記してください）
3	自己啓発用のCD・DVDなどを購入した。	自己啓発用ソフトウェア	書籍をCD-ROMに収録したもののパソコンソフトの購入費用（ソフト名を明記してください）	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 ソフトウェア類のレンタル料		
健康維持	4	人間ドックを受診した。	組合員	保険診療外のドック費用	人間ドックの自己負担分、オプション検査費用	保険診療分の検査費用（人間ドックの再検査で保険証を利用して受診した分など）
		インフルエンザを予防するために予防接種を受けた。		インフルエンザ予防接種費用（予防接種名の記入）	インフルエンザ予防接種	組合員以外の予防接種費用 迅速診断・抗体検査費用
		インフルエンザを予防するためにマスクや手指消毒剤を購入した。		インフルエンザを予防するためのマスク、うがい薬、手指消毒剤費用	マスク うがい薬、手指消毒剤、薬用石鹸（殺菌・消毒作用が明記されたもの）	ウェットティッシュ全般 風邪薬やのどに薬を噴射するものなど、予防でないもの
	5	健康管理施設やスポーツ施設を利用した。		各種スポーツ施設会費・利用料	ゴルフ・ボウリング・スキーリフト券・釣りの渡船料・ダイビング・ラフティング等	用具レンタル料・ゴルフ施設利用料金のうち飲食料・入浴のみの施設
		各種スポーツ大会に参加した。		各種スポーツ大会参加料	大会の参加料	（大会終了後に申請書を提出してください）
		スポーツ教室を受講した。		各種スポーツ教室受講料	スポーツ教室の受講料	スポーツ用品・健康器具
介護・育児	6	介護・看護等でヘルパーやデイサービスを利用した。	組合員又は2親等内の親族	介護ヘルパー・デイサービス代（介護保険サービス適用外の費用）	介護ヘルパー代	紙おむつ等消耗品 一時的でない保育料 保育料に含まれる飲食代・諸費用 介護・育児に関する物品（車椅子、ベビーカー、チャイルドシート等物品全般） 介護保険サービスの適用となる費用
	7	保育所（園）・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した。		一時保育・ベビーシッター代	一時保育代	
地域社会活動・文化芸術活動	8	ボランティア活動に参加した。	組合員	活動に要する交通費、宿泊費、傷害保険料	ボランティア休暇の承認を受けて参加した活動（承認書類の写しの添付が必要です）	
	9	芸術・文化鑑賞をした。スポーツ観戦をした。アミューズメント施設を利用した。		入場料、観覧料、観戦料	映画・コンサート・テーマパーク・水族館・スポーツ観戦・遊園地・動物園・植物園・美術館・博物館・演劇・舞踊・芸能・県展入場料 等	
		芸術・文化鑑賞のためCDやDVDを購入した。		芸術・文化鑑賞のためのCD・DVD等購入費用	音楽CD・映画等のDVD（BD）の購入費用（購入した作品名を明記してください）	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 CD・DVD類のレンタル料
		展覧会などに出席した。囲碁等の大会に参加した。		大会参加料（出展料）	大会参加料（出展料）	応募にかかる郵送料 材料費・運搬費・交通費 公務での出展
10	旅行をした。（公務出張等に係る旅行は除く）	組合員又は組合員と被扶養者	宿泊を伴った旅行・日帰り旅行・交通経費・宿泊代・高速代	宿泊費・飛行機代・バス代	ガソリン代・駐車料金・旅行券等・飲食代・入浴のみの施設・岩盤浴・エステ・サウナ・あんま・マッサージ等被扶養者のみの旅行	
教員免許の更新	11	教員免許を更新した。	組合員	払込受領証 大学が発行する領収証		

項目	項目番号	事業（メニュー）内容	対象者	助成対象となるもの（例）
その他	12	カタログギフト	組合員	止むを得ず、項目1～11に該当する活動ができない場合等に1万円相当のカタログギフトを送付する。 （他の項目との重複請求不可）
				カタログギフト（今年度の冊子名は「令和2年度における保健事業等の実施について」や互助会ホームページに掲載します。カタログの内容はカタログギフト取扱会社ホームページ等でご確認ください。） [申込について] 年4回（6月、10月、1月、2月）の月末日に申込を締切り（必着）、翌月に組合員の指定した住所にカタログギフト（冊子）を送付します。申込は「令和2年度における保健事業等の実施について」や、当組合ホームページに掲載の様式に必要項目を記入して当組合まで提出してください。記入必要事項：「申請金額～項目11」の欄以外すべて（個人印、所属印も必要です） [注意事項] ・カタログギフトの当組合への申込の最終締切は毎年度2月末日（必着）です。 ・翌年度に前年度分の請求はできません。

提出前にご確認を！

- * 旅行経費で高速道路を利用した場合
 - ①ETCを利用→カード会社からの請求書原本又は通帳のコピーを提出
 - ②ETC以外→「領収書」のみ可、「利用証明書」は不可
- * 旅行経費の領収書が複数人となっている場合は**申立書**も提出してください。（申請書に1名と書かれても、領収書に複数名の記載があれば何うことがあります。）
- * **駐車料金や飲食代は対象外**です。（例えば、ホテル宿泊、ディナークルーズ、ディナーショー、食べ飲み放題ツアー、ワンドリントク制のライブなどは対象外部分を除いてご請求ください。）
- * 自己啓発用書籍の領収書について、助成対象と推測される書籍のジャンルのジャンルが記載されている場合（ジャンルの手書き不可※下のコーナー参照）は書籍名を記入しなくてもよいこととします。
 (例) 教育、文学、医学、文庫 など
 ※ジャンルが例のとおりであっても書籍名が記載されていて、明らかに助成対象外であると推測される場合はお尋ねすることがあります。
 ※ジャンルが「雑誌」の場合で、週刊誌やファッション誌などは助成対象外となる場合がありますので書名の記載をお願いします。
- * カード払いの場合（領収書が出ないとき）
 支払の内容がわかるもの（明細書等）と、確かに支払ったということがわかるもの（カード会社からの請求書原本又は通帳のコピー）を添付してください。
 その際、カード番号等不必要なところは消しておいてください。
- * 講座料、スポーツ施設利用料、英検などの受検料などは、いつ受講(利用)されたかを領収書に書いてもらうか、様式の余白に記載してください。
 また、回数券を購入された場合は、券を利用した日を全て記載してください。
 基本的には受講や利用などの「活動」が終了した後に助成金を送金します。

結構迷う？ 領収書について

カフェテリアプラン、一回読んでみてよのコーナー

当組合のカフェテリアプラン助成金の申請をするにあたって必要となるのが領収書（証）です。チケットの半券で受付可能なこともありますが、基本的には領収書を提出いただくことが多いと思います。そこで、今回は領収書についてちょっとおさらいします。

ご存知のこととは思いますが、まず、**領収書とは「代金の受取人が支払者に対して何らかの対価として金銭を受け取ったことを証明するために発行する書類のこと」**です。当組合のカフェテリアプラン助成金の添付書類として認めているのは原則、領収書の原本ですが、時折「明細書」や「クレジットカードの売上票」が提出されることもあります（この場合、改めて領収書原本等の提出をお願いしています。）あと、領収書の宛名に名字だけ書いてある例もありますが、ぜひ**フルネーム**で書いてもらうようお願いいたします。

領収者の会社名だけ書かれていて但し書きがなく、内容が不明なものもよくあります。あと、チケット類の領収書で、いつ使用したかわからないもの、何名かわからないもの、なんの公演（活動）かわからないものも見受けられます。その場合は是非、欄外に書いていただくか、インターネット上のホームページ画面やパンフレットの写しなど、内容や日時のわかるものを添付くださいますようお願いいたします。もちろん、カフェテリアプラン助成金の申請はその公演（活動）終了後をお願いいたします。旅行のチケットも同じで、予約で支払った領収書を添付する例がよくありますが、旅行終了後に申請をしてください（その場合も旅行日のわかるものを添付してください）。

ちなみに、領収書にクレジットカード支払と記載されている場合については、クレジットカードの明細書等の添付は必要ありません。

まとめ

- ・領収書は**原本**を!
- ・領収書の宛名は**フルネーム**（姓名）で!
- ・客観的に見て内容がわかりにくいものにはわかる資料を添付!
- ・申請は**活動終了後**に!

互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください！

各種申請様式もダウンロードできる（一財）徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。
 ホームページアドレス（半角小文字） <http://www.toku-kyougo.or.jp>
 （「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。）

互助組合へのお問い合わせは TEL 088-621-3177 まで

令和元年度 健康ウォーキング講座

● 共済組合・互助組合共催で、令和元年11月10日(日)13時から、千秋閣・徳島中央公園で新崎人生さんと「じんせい体操」&ウォーキング講座を開催しました。

徳島市出身で現在は仙台市でプロレスラー・実業家として御活躍の新崎人生さんをお迎えして、これまでのプロレスの経験談などを交えた講演と、簡単なストレッチ体操やウォーキング法を



教えていただきました。一緒に身体を動かし、参加された方々の熱い質問にも真摯に答えてくださる新崎さんの人柄に触れることができ、参加者も心身ともにリフレッシュした様子でした。

講演の内容、ウォーキングもとても楽しかったです。これから生活に取り入れていきたいと思えます。

明日からの体づくりに活かせる内容でよかったです。

令和元年度 教育文化舞台公演事業「石田泰尚×ヴァルトウオーソ tokushima special concert」の御報告

令和2年1月5日(日)あわぎんホールにおいて、カリスマヴァイオリニスト・石田泰尚さんが、自身がコンサートマスターを務める神奈川フィルハーモニー管弦楽団メンバーを引き連れ、オリジナル公演を開催しました。

石田さんの繊細かつ情熱的なヴァイオリンと、神奈川フィルの仲間たちとの息の合った演奏が、ホール全体を響かせていました。徳島市出身のフルート奏者の江川説子さんの加わった演奏や、徳島市出身の歌手・米津玄師の大ヒット曲「Lemon」等の演奏も聴くことができ、ここ徳島でしか聴けない内容に、アンコール曲の米津玄師作「パブリカ」の演奏が終わっても長い間拍手が鳴り止まず、石田さんが再登場してひとこと御挨拶されようやく鳴り止むという出来事には、もっと聴いていたいという聴衆の気持ちが表れていました。



互助組合の貸付利率は**年利1.26%(保険料込み)**です!

- ★ 共済組合貸付と同時に互助組合貸付も受けることができます。
「共済組合で借りたけど、少し足りない分を互助組合で…」もOK!
- ★ 互助組合貸付は一般貸付の1本のみです。既に借りられている場合で、24回償還する前に違う事由でもう1本借りることはできません。(24回償還後は借替できます。)

貸付限度額200万円。
ちょっと資金が必要とき…互助組合の貸付をお忘れなく!!!
申込事由NO.1の生活資金、自動車購入資金、教育資金など

必見! 互助組合の貸付事業についておさらい

- ★ 貸付限度額200万円 目的は生活資金のほか、自動車購入資金、教育資金など
- ★ 申込事由が「生活資金」なら添付書類不要(但し限度額は100万円かつ償還回数上限72回)

日に余裕をもつてご提出をお願いいたします。

お申込以降の流れ

1 お申込 **毎月25日(2月と12月は21日)まで**に互助組合(県教委福利厚生課内)に申込書等(※)を提出してください。

※申込書等提出書類 ①~③は互助組合ホームページの様式集から印刷して必要事項を記入・押印してください。

- ①~③必須
- ① **申込書** 申込者の印、所属長の印が必要です。
 - ② **借用証書** 金額・住所氏名を記入・押印し、左上に**収入印紙(証紙ではありません)**を貼付・割印してください。
 - ③ **貸付保険にかかる個人情報に関する同意書**
 - ④ **申込事由が「生活資金」以外の場合は、添付書類が必要です。**

収入印紙金額

申込金額	収入印紙金額
5万円から 10万円まで	200円
15万円から 50万円まで	400円
60万円から100万円まで	1000円
110万円から200万円まで	2000円

例:「自動車購入資金」の場合の添付書類は請求書、契約書など金額が確認できる書類
詳しくはお問い合わせいただくか、「福利厚生のしおり」に記載しています。

- 2 申込受付後、事務局で審査・貸付決定
- 3 貸付決定通知を申込者に送付(基本的には所属経由)
- 4 申込締切の翌月28日に、申込者の給付金の登録口座に送金
- 5 送金の翌月の給与から貸付償還金の控除を開始

お問い合わせ
書類送付先

Tel 088-621-3177 (「互助組合の貸付」とおっしゃってくださいとスムーズです。)
ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>
〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県教育委員会福利厚生課内 一般財団法人徳島県教職員互助組合